総合計画について

企画部企画政策課

総合計画とは何か?

●一言で表すと「基本的なまちづくりの指針」

市の方向性を決定する計画であり、各分野の計画などは総合計画を上位計画として策定されています。



市において最上位の計画

なぜ総合計画を作るのか?

総合計画は、地方自治法で<u>基本構想の策定</u>として義務付けられていましたが、平成23年に法律が改正され、 義務付けが廃止されています。

【行政の対応】

将来に向け、市町村が進むべき道を定めて、まちづくりを誰がどんな役割を担って、どのような方法で進めていくのかを独自に策定をしています。

【議会の対応】

豊川市では、平成24年3月議会で、「豊川市議会の 議決すべき事件を定める条例」を制定しました。

第6次総合計画について

策定期間:平成26~27年度

策定時期:平成28年3月

計画期間:平成28~令和7年度

2016年度~2025年度

第6次総合計画策定における視点

住みよさを実感できいっそう活気があるまち

人口減少の抑制 (定住促進)

住みたいまち

インパクトを与える施策

来訪者の増加 (交流促進)

訪れたいまち

第6次豊川市総合計画

多くの人に「住みたい」、「訪れたい」と思っていただけるよう なまちづくりのため、「定住促進」や「交流促進」にインパクト

第5次豊川市総合計画

これまでの各種施策も、人口減少の抑制や来訪者の増加に 寄与しています。

第6次総合計画の策定体制

総合計画 審議会

諮問

答申

市長

提案

議決

市議会



【庁内組織】

策定会議(副市長、教育長、病院事業管理者、部長級)

専門部会

基本構想部会(次長級)

基本計画部会

(課長級、課長補佐級又は係長級)

政策部会 (分野ごと)

基本指標·都市構造部会

·人口指標 ·経済指標

·財政指標 ·土地利用、道路体系

【市民】

パブリックコメント

市民意識調査(平成25年度実)

団体アンケート

市民ヒアリング

まちづくり中学生会議



職員意見募集(庁内パブコメ)

事務局 (企画政策課)

総合計画審議会

市長が諮問する第6次豊川市総合計画の原案について、審議いただく会議 です。

平成26年10月から平成27年8月頃までの間に、8回開催しました。 構成 教育委員会委員、農業委員会委員、公共的団体の役員、学識経験者、 市民公募による委員23人で構成しています。



第6次総合計画の構成

目標年次 令和7年度

基本構想

本市のめざすまちの未来像を定め、 施策の基本的方 向を明らかにする

平成28年度~令和7年度(10年間) (2016年度~2025年度)

基本計画

まちづくりの目標を 達成するために必 要な手段を明らか にする

平成28年度~令和7年度 (10年間) (2016年度~2025年度)

【必要に応じ計画を見直し】

実施計画 3年間

基本計画で定めた 行政分野ごとの目標を実現する事業 を具体化する (毎年度見直し) 平成28年度~平成30年度

平成29年度~平成31年度

令和7年度∼令和9年度

基本構想(まちの未来像)

光・緑・人 輝くとよかわ

「光」 は、生命を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています

「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています

「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ち た市民の姿を現しています

基本構想(土地利用構想)

まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を発揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。

市街地を中心とする地域

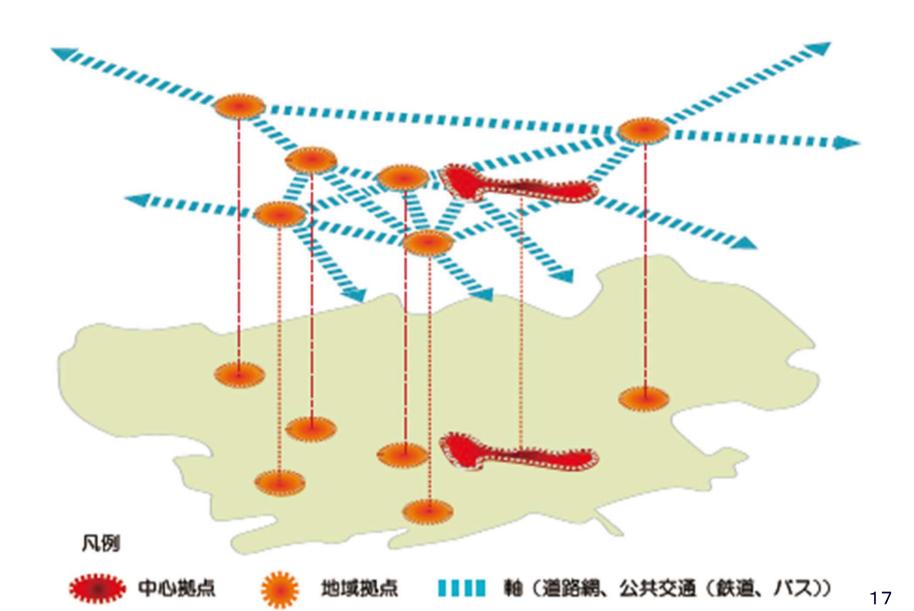
行政機関や商業地などが集積する主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、暮らしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。

自然環境等が広がる地域

恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。 15



「拠点」と「軸」の連携イメージ



※この図はイメージであり、実際の道路や公共交通路線の位置、線形とは異なります。

基本構想(まちづくりの基本方針)

基本方針1 定住・交流施策を進めます

少子高齢化や人口減少の抑制を図る定住施策と、来訪者を増やして地域の活力を図る交流施策を進めることにより、まちづくりの効果を高めます。

基本方針2 シティセールスを進めます

豊川ブランドの確立を図り、オール豊川で全国発信するシティセールスを進めることで、まちづくりの効果を高めます。

基本方針3 市民協働を進めます

市民や事業者などと行政が互いの役割と責任を明確にして連携する市民協働を進めることで、まちづくりを支えます。

基本方針4 行政経営改革を進めます

行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行政経営改革を進めることで、まちづくりを支えます。 18

基本構想(まちづくりの基本目標)

基本目標1 政策1【安全•安心】

安全で快適な生活環境が整っているまち

- ①交通安全 ②防犯対策 ③防災対策 ④消防・救急
- ⑤環境保全・環境衛生 ⑥ごみ減量 ⑦排水 ⑨上水

基本目標2 政策2【健康·福祉】

誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち

- ①健康づくり ②地域医療 ③子育支援 ④高齢者福祉
- ⑤障害者福祉 ⑥生活自立支援

基本目標3 政策3【建設・整備】

住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備され ているまち

①住環境 ②コンパクトシティ ③道路交通網 ④緑の空間

基本構想(まちづくりの基本目標)

基本目標4 政策4【教育・文化】 あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち

①学校教育 ②青少年育成 ③生涯学習 ④スポーツ ⑤文化芸術

基本目標5 政策5【産業・交流】

魅力と活力があふれているまち

①農業 ②工業 ③商業 ④中心市街地 ⑤観光 ⑥雇用・勤労者福祉

基本目標6 政策6【行政・協働】

地域と行政がしっかりと支えているまち

①コミュニティ・市民活動 ②男女共同参画 ③人権 ④多文化共生

⑤開かれた市政 ⑥公共施設の適正配置 ⑦行財政運営

まちの将来像

光・緑・人 輝くとよかわ

を実現する



4つの基本方針に基づく 6つのまちづくりの基本目標(政策分野)

を達成し



36の行政分野(施策)で事業を進めることで

基本計画(人口の見通し)



基本計画(財政計画)

■財政計画

												舉(立:百万円
	年	度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	全体
嫰	λ	総額	61.272	58.876	58.696	59.207	59.468	59.433	60.300	60.536	60.612	61.531	599.931
自主財源1	市	税	27,835	27,858	27,193	27,325	27,450	27,048	27,187	27,327	26,928	27,069	273,220
	そ	の他	8,044	6,853	6,605	6,698	7,175	7,059	7,099	7,464	7,431	7,575	72,003
依存財源**	市	債	3,691	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	35,191
	地	5交付税	4,800	4,367	4,184	3,959	3,792	4,022	3,942	3,862	4,112	4,032	41,072
	そ	の他	16.902	16.298	17.214	17.725	17.551	17.804	18.572	18.383	18.641	19.355	178.445
嫰	出	総額	61,272	58,876	58,696	59,207	59,468	59,433	60,300	60,536	60,612	61,531	599,931
義務的経費*3			29,092	29,222	29,415	29,460	30,138	30,008	30,418	30,830	30,944	31,409	300,936
消	的	経費**	16,668	16,777	16,715	16,723	16,604	16,665	16,817	16,931	16,858	16,964	167,722
投資的経費*5			9.468	6.821	6.514	6.785	6.485	6.362	6.541	6.122	6.006	6.192	67.296
その他経費・8		6,044	6,056	6,052	6,239	6,241	6,398	6,524	6,653	6,804	6,966	63,977	

意識調査による満足度・重要度

49の調査項目を点数化し、平均値で4グループに分ける 平均值

Cゾーン

満足度: 平均より低い

Dゾーン

満足度: 平均より低い

重要度:平均より低い

Aゾーン

満足度:平均より高い

重要度:平均より高い 重要度:平均より高い

Bゾーン

満足度:平均より高い

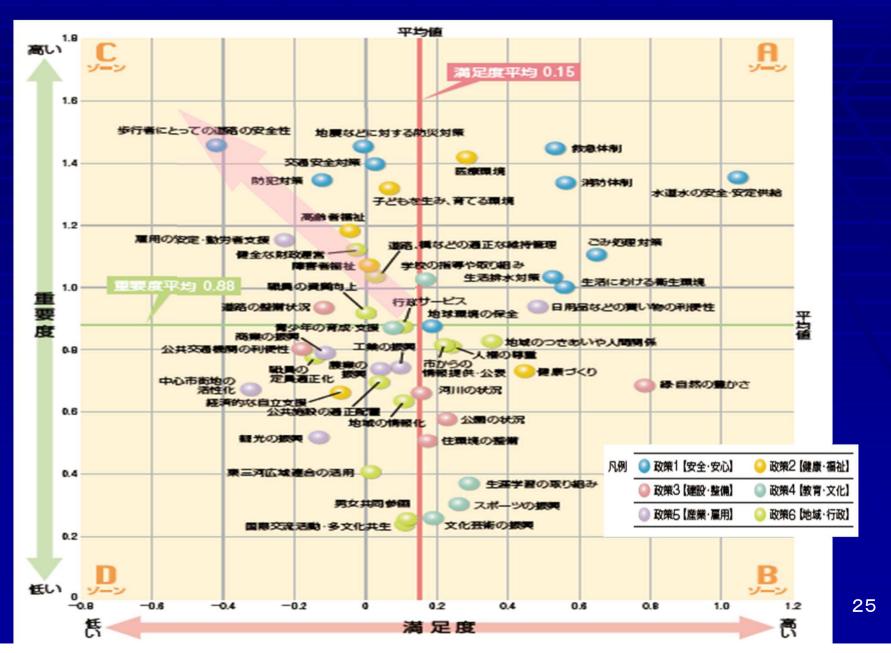
重要度:平均より低い

重要度

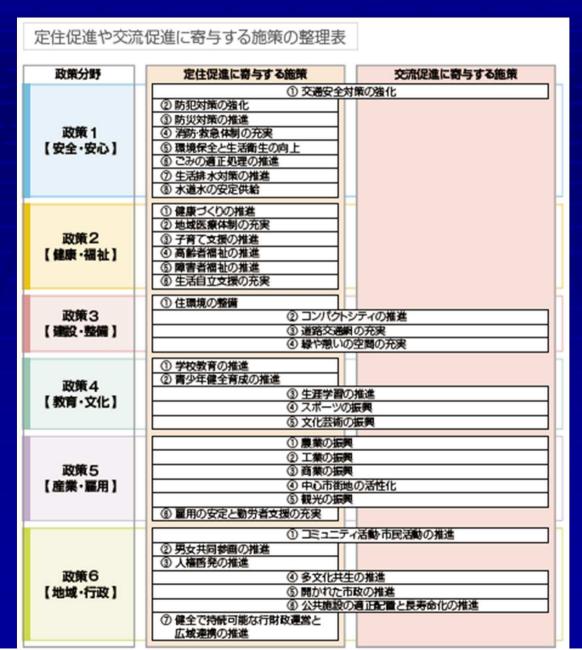
満足度

平均値

基本計画(市民意識の状況)



まちづくりの基本方針と各施策の関連性



行政分野別計画(進捗に留意すること)

■まちづくりの基本方針

基本構想で定める「まちづくりの基本方針」は、各施策で定める様々な取組みに横ぐし を通して、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応を意識したまちづくりの一貫性を 持たせる役割を担っています。

具体的な取組みについては、「まちづくりの基本方針」との関連性を踏まえ、工夫を施 しながら進めていくことで、それぞれの施策の効果を高めていきます。

■政策、施策間の連携

基本構想で定める6つの政策、36の施策は、目的や対象者が似ており、互いに関連するものが多くあります。

具体的な取組みについては、担当課を明確にし、主となる施策に位置づけますが、関連 する他の施策の方向性も捉えながら、組織間で連携して実施することで、それぞれの取組 みの効果を多面的に高めていきます。

■国、県との連携

市民の暮らしにおいては、国、県、市による様々な取組みが互いに運動することで、まちづくりの効果が高まっていくことが期待されています。

行政分野別計画には、市が直接行う取組みを位置づけますが、国、県が担う取組みとも 積極的に連携させることで、それぞれの施策の効果を高めていきます。

行政分野別計画

